

建設発生土搬入要領

公益財団法人
大阪府都市整備推進センター 阪南事業所
(令和2年4月1日改正)

1. 搬入場所

公益財団法人 大阪府都市整備推進センター 阪南事業所
岸和田市岸之浦町9番地 電話(072)431-1793

2. 受入対象者及び受入対象物

(1) 受入対象者

次に掲げる区域における公共工事(大阪市の区域にあつては大阪市発注事業を除き、和歌山県の区域にあつては和歌山県発注事業を除く。)を受注した事業者とする。

① 大阪府の区域のうち次の区域

- ・ 泉州地域
- ・ 南河内地域
- ・ 東大阪地域
- ・ 大阪市地域

② 和歌山県の区域のうち大阪府に隣接する市・町の区域

③ 奈良県の区域のうち阪南2区から半径50kmの範囲にある市・町・村の区域

(2) 受入対象物

別紙建設発生土受入基準(以下「受入基準」という。)に適合すると認める建設発生土(シールド工事にあつては、掘削工事から排出される時点で水と分離された土砂をいう。)とする。

3. 受入時間、受入休業日、業務停止等

(1) 受入時間(検収所受付時間) 午前9時00分から午後4時30分まで

(2) 搬入車両入口の閉鎖時刻

- ① 午後4時25分に閉鎖
- ② 入場後は速やかに検収を受けること。
- ③ 到着遅延等の連絡を受けても閉鎖時刻は変更しない(定刻どおり閉鎖)。

(3) 受入休業日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日、8月13日から8月15日まで及び12月29日から翌年の1月4日まで

(4) 受入業務の停止等

- ① 岸和田市を含む地域に暴風、高潮、暴風雪の特別警報又は警報、大津波警報、津波警報のいずれかが発令された場合は、業務を停止する。また、地震、大雨、濃霧、雷等の状況によっても業務を停止することがある。

※ 気象等警報発令時の受入業務の対応は、次表に掲げるとおり。

ケース	I	II	III
発令等の内容	特別警報 (暴風、暴風雪、高潮) 警報 (暴風、高潮、津波)	大津波警報	地震、大雨、濃霧、雷等により 業務に支障がある場合
発令等の地域	岸和田市を 含む地域	大阪府	岸和田市又は 阪南事業所
業務の対応	業務停止	業務停止	安全が確認できる まで業務停止
業務の再開	警報等解除後に 安全を確認した後		停止事象解消後に 安全を確認した後

- ② その他、建設発生土の受入れに支障が生じた場合は、一時的に受入れの制限等を行うことがある。
- ③ 上記の場合、業務の状況をセンターのホームページに表示するとともに、センターと建設発生土受入契約を締結している者(以下「契約者」という。)にFAXで通知する。ただし、緊急時等の場合は、この限りではない。

4. 搬入申込み手続き

建設発生土を搬入しようとする者は、次に掲げる必要書類を提出し、所定の審査を終了した上でセンターと建設発生土受入契約を締結すること。

(提出場所)

- ・阪南事業所 岸和田市岸之浦町 9 番地
電話 (072)431-1793

(必要書類)

搬入申込書、受入契約書、工事請負契約書(写)、搬入車両届、搬入車両の自動車検査証(写)、発注者の搬入依頼書、受入基準（化学性状の基準）を満たすことが確認できる書類（注）

（注）受入基準（化学性状の基準）を満たすことが確認できる書類は、受入基準の「表3 化学性状の基準を満たすことができる書類の提出」に定めるところにより、工事の種類に応じて、分析結果表又は発注者が作成した土地の利用状況等調査結果報告書のいずれかが必要です。

5. 搬入料金の前納

契約者は、建設発生土受入契約を締結した後に、建設発生土搬入料金納付申込書（以下「申込書」という。）を提出し、申込書に記載の 1 トン当たりの搬入単価により搬入料金（消費税込）を計算し、銀行振込により前納すること。

6. 搬入車カード及び搬入車証の取扱い

- (1) 建設発生土受入契約締結後、搬入車両ごとの「搬入車カード」及び「搬入車証」（以下「搬入車カード等」という。）の交付を受けること。
- (2) 搬入する際は、搬入車証を掲示するとともに、搬入車カードを提出すること。
- (3) 搬入車カード等を改変した場合は無効とする。なお、再交付等を希望するときは、搬入車両の自動車検査証(写)を添えてセンター阪南事業所（以下「阪南事業所」という。）へ申し出ること。
- (4) 搬入車両を追加する場合、又は既に届け出た車両の内容に変更がある場合は、搬入車両届に搬入車両の自動車検査証(写)を添えて阪南事業所に提出し、搬入車カード等の交付を受けること。
- (5) 搬入期間が複数年度にまたがる場合は、各年度ごとに搬入車カード等を交付する。
- (6) 搬入車カード等の有効期間は、券面に記載の搬入期間内とし、搬入期間が次年度にまたがる場合は、当年度内限りとする。

7. 建設発生土管理票の取扱い

搬入にあたっては、センターが作成した建設発生土管理票（以下「管理票」という。）をあらかじめ阪南事業所で購入した上、必要事項を記入し提出すること。

8. 建設発生土の計量

- (1) 搬入量は、検収時に計量した車両総重量から風袋重量を差し引いた重量とし、100kg 未満は切り捨てる。ただし、搬入量が 100kg に満たないときは 100kg とする。
- (2) 風袋重量は、原則として自動車検査証の車両重量をもって搬入車両ごとに登録するものとする。

9. 建設発生土の搬入

- (1) 建設発生土の搬入は、搬入車カード等を携帯した車両によって行うこと。車両番号と搬入車カード等が一致しない場合、無効の搬入車カード等を使用した場合及び搬入車カード等不携帯の場合は搬入できない。また、契約者は、搬入車両 1 台ごとに管理票を交付し、搬入時に必ず所持させること。管理票を所持していない場合は搬入できない。
- (2) センターが運搬経路、搬入日時等を指定した場合には、これに従って搬入すること。
- (3) 搬入する際には、積載制限量を守るとともに、その途上において、積載物が飛散、流出又は落下しないように十分な措置を講じるなど、道路交通法を始めとする諸法令を遵守すること。
- (4) 検収所へ到着したときは、荷台のシートなどを自ら取除き、搬入車カード及び管理票を提出して検収員の検収を受けるとともに、計量を受けること。検収員が自動車検査証等必要な書類の提示を求めたときは、これに応じること。
- (5) 草木の混入しているものや流動性のあるもの（標準仕様ダンプトラックに山積みができず、また、その上を人が歩けない状態のもの）など、建設発生土受入基準を満たさないものは受入れできない。

- (6) 検収所又は搬入場所において、検収員が受入れを不相当と認め、持ち帰りを指示した場合は、搬入者において持ち帰り又は撤去すること。
- (7) 検収後は、現場検収員の指示のもとに建設発生土を搬入すること。

10. 建設発生土の搬入状況等の把握

検収所において受領した「受入済証」、「通告書」及び「注意書」については直ちに確認し、必要な改善を行うとともに、検収所において受領した受入済証、後日郵送により受領した管理票等により建設発生土の搬入状況を的確に把握しておくこと。なお、受入済証等は再発行できないので、大切に保管すること。

11. 建設発生土受入契約内容の変更

(1) 契約量の変更

建設発生土の契約量を変更する場合は、変更申請書により申請し、あらかじめセンターの承認を受けなければならない。なお、変更申請書には工事発注者からの変更内容を確認できる書類等を添付するか、あるいは変更申請書の工事発注者確認欄に工事担当者の職氏名を記入・押印したものを阪南事業所に提出すること。(変更後の契約量が契約時設計数量の1.2倍以内なら書類及び発注者確認欄の記入・押印は不要)

(2) 搬入期間の変更

建設発生土の搬入期間を変更する場合は、変更申請書により申請し、あらかじめセンターの承認を受けなければならない。なお、変更申請書には工事発注者からの変更内容を確認できる書類等を添付するか、あるいは変更申請書の工事発注者確認欄に工事担当者の職氏名を記入・押印したものを阪南事業所に提出すること。

(3) 契約者の住所、名称、代表者の変更

契約者の住所、名称、代表者を変更した場合は、直ちに変更届出書を阪南事業所に提出しなければならない。

(4) 契約者の印鑑の変更

契約者の印鑑を変更した場合は、直ちに印鑑変更届出書を阪南事業所に提出しなければならない。

12. 搬入完了届の提出

建設発生土搬入終了後、直ちに建設発生土搬入完了届を阪南事業所に提出しなければならない。

13. 搬入料金の返金

- (1) 建設発生土搬入完了届を提出後、センターが発行した搬入料金返金申請書に必要事項を記入、押印（契約と同じ印）の上、遅滞なく阪南事業所へ申請するものとする。
- (2) 搬入料金返金申請書による返金申請の期限は、搬入期間が満了した年度の翌年度の10月末日とする。
- (3) 搬入料金返金申請書の提出があったときは、センターの定める期日に契約者の指定する銀行口座に返金するものとする。なお、搬入料金返金申請者は、契約者に限る。

14. その他の留意事項

- (1) 搬入時において、センターからの指示については、誠意をもってこれに従うこと。
- (2) 搬入した建設発生土について検体を採取する場合がある。受入れ済みの建設発生土であっても、後日、当該建設発生土について受入基準に適合しないとセンターが認めた場合及び当該建設発生土に起因する事故又は弊害が発生した場合には、契約者は、当該建設発生土の撤去等必要な措置を講じなければならない。
- (3) 「申込書」、「搬入車カード」、「搬入車証」、「管理票」又は「受入済証」に虚偽又は不正が発見されたときは、その時点以後の受入れを停止する場合がある。
- (4) 建設発生土受入契約書及びこの搬入要領に定めた事項に違反した場合は、以後の搬入は認めない。
- (5) センターは、登録された風袋重量と実際の重量に差異があると判明した場合、料金を追徴することができるものとする。